

## 新潟市辺地共聴施設補助金交付要綱

令和3年6月9日制定

令和8年3月31日改定

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地上デジタルテレビ放送（以下「テレビ放送」という。）を継続的に視聴するために、辺地共聴施設（以下「施設」という。）を維持管理又はケーブルテレビ等へ移行する辺地共聴組合（以下「組合」という。）に対して、辺地共聴施設の改修費用又は撤去費用に要する経費の一部を補助することについて、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 辺地共聴施設 山間地等の地理的条件により、テレビ放送の難視聴解消を目的として設置された共聴施設をいう。
- (2) 辺地共聴組合 辺地共聴施設を管理する2世帯以上により設立された団体をいう。

### (対象事業)

第3条 この要綱により補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 施設を改修する事業（以下「改修事業」という。）
- (2) ケーブルテレビ等への移行により施設を全部撤去する事業（以下「撤去事業」という。）

### (対象団体)

第4条 補助金の交付を受けることができる団体は、令和3年3月31日までに設立され、補助事業を行う組合とする。ただし、日本放送協会と地元視聴者が共同で設置し、運用する施設を除く。

- (1) 改修事業 ケーブルテレビのサービスが開始されていない地域の組合。
- (2) 撤去事業 ケーブルテレビ等へ移行する組合とし、ケーブルテレビへの移行に伴い撤去する場合、その完了時期はケーブルテレビのサービスの開始日の属する市の会計年度（以下「会計年度」という。）の4月1日から起算して3年以内とする。

### (対象経費)

第5条 補助事業の対象経費（以下「対象経費」という。）は、別表に掲げる経費の総額とする。ただし、改修事業における受信部に係る設備の経費については、組合の世帯数に3万5千円を乗じて得た額を差し引いた残額を対象経費とする。

2 前項の対象経費に保険金又はこの要綱による補助金以外の補助金若しくはこれに類する収入がある場合は、その額を当該対象経費から控除した額を対象経費とする。

### (補助金の額)

第6条 補助金の額及び補助率は、予算の範囲内において次のとおりとする。

- (1) 改修事業については対象経費に2分の1を乗じた額の範囲内とする。
  - (2) 撤去事業については対象経費に3分の2を乗じた額の範囲内とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。また、補助金の額が5万円未満となる場合は補助対象外とする。

### (事業計画書の提出)

第7条 補助金の交付を受けようとする組合は、施設を維持管理する又はケーブルテレビ等へ移行するかを検討のうえ、事業計画書（別記様式第1号）を提出する。

2 事業計画書は、事業を開始する日が属する会計年度の前年度の市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。ただし、令和3年度に次条で定める補助金の交付の申請をするとき

はこの限りでない。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする組合は、事業を実施する会計年度の工事契約前までに交付申請書(別記様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第9条 市長は、前条の規定による交付の申請を受領し、規則第7条の規定によりその内容を審査して補助金を交付すべきものと認めるときには、速やかに組合へ交付決定通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

2 市長は、規則第8条の規定により前項に規定する補助金の交付決定に際し必要な条件を付することができる。

(変更等の承認)

第10条 組合は、交付決定の通知を受けた後、申請内容を変更するときは、規則第10条の規定により、その内容及び理由を記載した変更申請書(別記様式第4号)を遅滞なく市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 組合は、補助事業を廃止しようとするときは、その理由を記載した廃止届出書(別記様式第5号)を遅滞なく市長に提出しなければならない。

(実績の報告)

第11条 規則第13条の規定により組合が補助事業を完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は事業を実施する会計年度の末日のいずれか早い日までに、実績報告書(別記様式第6号)を市長に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由によりその日までの提出が困難となったときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(額の確定等)

第12条 市長は、前条の規定により実績の報告を受けたときは、規則第14条の規定により当該報告に係る補助事業の遂行の結果が交付決定の内容(第10条第1項の承認をした場合にあつて、当該承認をした内容)及びこれに付した条件に適合すると認められた場合には、組合に対して、補助金の額の確定通知書(別記様式第7号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により組合に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既に当該額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を返還命令書(別記様式第8号)により命ずるものとする。

3 前項の返還期限は、市長が別に定めるものとし、当該期限までに納付がないときは、未納に係る金額に対して、当該未納に係る期間に応じて民法(明治29年法律第89号)第404条に規定する法定利率で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第13条 規則第16条の規定により、補助金は補助事業の完了後に支払うものとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、交付決定後に概算払をすることができる。

2 組合は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書(別記様式第9号)を市長に提出しなければならない。

3 概算払の請求金額は、交付決定通知書に記載の交付決定額の範囲内とする。

(その他)

第14条 緊急の改修が必要な場合、別途協議により進めるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則  
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月9日から施行する。

附 則  
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年3月31日から施行する。  
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

別表

改修事業

経費区分	経費区分詳細	内容
1 施設・設備費 (資材費及び設置工事費)	(1) 受信部に係る設備の経費	鉄塔 局舎 外構施設 送受信アンテナ
	(2) 伝送部に係る設備の経費	受電設備 送受信機 ケーブル 中継増幅装置 電源設備 監視・制御装置
2 附帯工事費	(1) 受信部に係る設備の経費	調査設計費用 整備に必要な撤去費用 諸費用
	(2) 伝送部に係る設備の経費	
	(3) 共通経費（(1) (2)に仕分け不可能なもの）	
3 その他	その他（経費区分1, 2以外で事業の実施に要する費用）	経費区分1, 2のほか市長が事業の実施に必要と認める経費

撤去事業

経費区分	経費区分詳細	内容
1 撤去工事費	施設の撤去に係る経費	鉄塔 局舎 外構施設 送受信アンテナ 受電設備 送受信機 ケーブル 中継増幅装置 電源設備 監視・制御装置
2 附帯工事費	施設の撤去に係る経費	調査費用 産業廃棄物処理費用 諸費用
3 その他	その他（経費区分1, 2以外で事業の実施に要する費用）	経費区分1, 2のほか市長が事業の実施に必要と認める経費